

【穴水町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）から、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められている。

これらを実現するために、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、誰一人取り残さない教育を目指す。

2. GIGA第1期の総括

一人一台端末の導入に合わせて、各学年に1台電子黒板を導入するなど、ICT活用を十分に活用できるよう環境整備に努めてきた。また、学習面でも端末の持ち帰り学習をするなど普段から活用し、児童生徒が触れる機会などを積極的に創出してきた。

今後、学習面での積極的な活用を促進させるため学校ICT担当教員、ICT支援員、教育委員会とさらなる連携を図る。

3. 1人1台端末の利活用方策

（1）1人1台端末の積極的活用

児童・生徒が自ら活用するタイミングを選び、積極的に課題解決に向けて学習に取り組む姿を育てる。授業内での1人1台端末の活用頻度を高めるため、校内および町内での教職員の研修を増やし、利活用を促す。

（2）「個別最適・協働的な学びの充実」

・個別最適な学び

これまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、きめ細かな指導を行う。また、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していく。自分の理解度・進度にあわせて課題に取り組めるAI型デジタルドリル教材の活用も検討していく。

・協働的な学び

児童生徒が発表する場面等で1人1台端末を活用し、一人ひとりの良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、より良い学びを生み出す授業を行う。電子黒板の拡充により、児童生徒が発表する場面での活用も加速させる。

（3）「学びの保障」

ICT機器やクラウドツールを活用することで、不登校の児童生徒、障がいのある児童生徒等、特別な支援が必要な児童生徒の就学機会や学習条件の均衡・公平性の確保を図る。